

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

我が国の肝炎の患者・感染者はB型が110万人から140万人、C型が200万人から240万人存在すると推定されており、その多くの患者は輸血、血液製剤の投与や予防接種における針等の不交換などの医療行為によって感染している。

また、本人が感染を自覚しないことが多いため、肝硬変や肝がんへ移行する感染者が多く存在することが問題となっており、国内最大の感染症と言われている。

このため国においては、平成20年度から新しい肝炎総合対策「肝炎治療7か年計画」を開始し、インターフェロン治療に関する医療費の助成や医療機関委託によるウイルス肝炎検査の無料化を実施しているところである。

しかしながら、法令根拠のない予算措置のみで実施していることから、長期療養のため経済的にも精神的にも不安を抱え厳しい生活を余儀なくされている方はもちろんのこと、国民一人一人が安心できる恒久的な対策とはなっていないのが現状である。

よって、国におかれては、国内最大の感染症である肝炎の総合対策を着実に実施するため、早期に肝炎対策のための基本法を制定されるよう強く要望する。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月19日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

あて

横浜市議会議長

川口正寿